

事務連絡
平成28年2月1日

各都道府県障害福祉主管課（室） ご担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

地域区分の見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児サービスの地域区分については「厚生労働大臣が定める1単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）において規定されており、「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の考え方を準用しているところであり、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、経過措置期間を設けた上で見直しを行ったところです。

今般、平成26年8月の人事院勧告に伴う「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の見直しが、平成28年4月に完全施行されることを踏まえ、障害児サービスに係る地域区分についても、別紙のとおり見直しを行う予定としております。（注）

つきましては、別紙の内容を御了知の上、速やかに管内市区町村及び関係機関等に周知をお願いするとともに、内容に誤認等がありましたら2月8日（月）までにお知らせください。

（注） 障害者サービスの地域区分については、平成24年度報酬改定における見直しが平成27年4月に完全施行されたことを踏まえ、今回は見直しを行いません。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
評価・基準係 吉元、北村

TEL : 03-5253-1111（内線 3036）

FAX : 03-3591-8914

E-mail : hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp

(別紙)

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行（平成 26 年度まで）>

地域割り		8 区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
対象とする市町村の区域の時期		平成 18 年 4 月 1 日							

<見直し後（平成 28 年度以降）>

8 区分							
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
平成 28 年 4 月 1 日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕

<現行（平成26年度まで）>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
	保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児の場合		盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円		
肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合		10円							
	肢体不自由児の場合		10円								
	重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成28年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児の場合		盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合		10円							
	肢体不自由児の場合		10円								
	重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

●現行（平成26年度まで）の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較【官署所在地】

		見直し後（平成28年度以降）の障害児の地域区分								
		1級地(20%)	2級地(16%)	3級地(15%)	4級地(12%)	5級地(10%)	6級地(6%)	7級地(3%)	その他(0%)	
現行（平成26年度までの障害児の地域区分	1級地(18%)	東京都 特別区								
	2級地(15%)		茨城県 取手市、和光市、印西市、武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市、厚木市、大板市、守口市 神奈川県 大板市	千葉県 成田市、国立市、福生市、福城市、西東京市、鎌倉市、門真市、戸田市 神奈川県 大板市、厚木市 兵庫県						
	3級地(12%)		茨城県 つくば市、袖ヶ浦市 千葉県 調布市、小平市、日野市、横濱市、川崎市、刈谷市、豊田市 神奈川県 愛知県	埼玉県 さいたま市、志木市、八王子市、府中市、名古屋市、高槻市、西宮市、宝塚市 東京都 大板市、厚木市 兵庫県	千葉県 船橋市、浦安市、立川市、吹田市、寝屋川市、真面目市、大塚市 東京都 大板市 奈良県					
	4級地(10%)		茨城県 千葉市、東京市、愛知県、大板市 守谷市、千葉市、青梅市、東村山市、豊明市、池田市、大東市	神奈川県 相模原市、藤沢市、鎌倉市、豊中市、神戸市 東京都 大板市、厚木市 兵庫県	茨城県 水戸市、土浦市、市川市、松戸市、富津市、三鷹市、あきる野市、横須賀市、大和市、茅ヶ崎市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 兵庫県 尼崎市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市 福岡県 福岡市					
	5級地(8%)									
	6級地(6%)				茨城県 牛久市 千葉県 東松山市、朝霞市 神奈川県 京田辺市、羽曳野市 大板市	茨城県 日立市 千葉県 佐倉市、市原市、平塚市 神奈川県 西尾市、知多市、四日市市 三重県 桑名市 滋賀県 栗東市 兵庫県 伊丹市、三田市	宮城県 仙台市 茨城県 古河市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、越谷市、戸田市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、柏市 神奈川県 葉山町、甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市 三重県 津市 滋賀県 守山市 京都府 宇治市、亀岡市 大板市 岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市 奈良県 大和高田市、橿原市			
7級地(3%)				宮城県 多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市 埼玉県 坂戸市、小田原市 神奈川県 みよし市 大板市 柏原市、交野市 福岡県 春日市、福津市	宮城県 多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市 埼玉県 坂戸市、小田原市 神奈川県 みよし市 大板市 柏原市、交野市 福岡県 春日市、福津市	宮城県 大田原市 群馬県 高崎市 埼玉県 春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町 神奈川県 三浦市 岐阜県 岐阜市 静岡県 磐田市 愛知県 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、太山市、江南市、弥富市、豊山町 三重県 桑名市 滋賀県 彦根市 京都府 向日市 大板市 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 明石市 奈良県 香芝市、王寺町 和歌山県 和歌山市、橋本市 香川県 高松市 福岡県 太宰府市、糸島市、粕屋町、	北海道 札幌市 宮城県 名取市 茨城県 筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市 群馬県 前橋市、太田市 埼玉県 熊谷市、八街市 東京都 武蔵村山市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、名張市、伊賀市 三重県 長浜市 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 桜井市、宇陀市 岡山県 岡山市 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 福岡県 北九州市、筑紫野市、宇美町 長崎県 長崎市			
その他(0%)						茨城県 神橋市 栃木県 下野市 埼玉県 羽生市、深谷市、滑川町 千葉県 二宮町 長野県 塩尻市 愛知県 豊川市、田原市 三重県 亀山市 滋賀県 甲賀市 京都府 木津川市 大板市 岬町 兵庫県 赤穂市 福岡県 新宮町	茨城県 笠間市、鹿嶋市 栃木県 栃木市、真岡市 埼玉県 浪川市 千葉県 木津市、君津市 新潟県 新潟市 石川県 内灘町 山梨県 南アルプス市 長野県 伊那市 岐阜県 各務原市、可児市 静岡県 藤枝市 愛知県 常滑市、飛鳥村 滋賀県 東近江市 広島県 三原市、東広島市 徳島県 徳島市、鳴門市、阿南市 香川県 坂出市	全ての都道府県の1級地から7級地以外の地域		

●現行(平成26年度まで)の地域区分と平成28年度以降の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降～ 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	蕨市	6級地	6%	6級地	6%
	新座市	6級地	6%	5級地	10%
	富士見市	6級地	6%	5級地	10%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	5級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	5級地	10%
	三芳町	6級地	6%	5級地	10%
千葉県	習志野市	4級地	10%	3級地	15%
	八千代市	4級地	10%	3級地	15%
	四街道市	4級地	10%	5級地	10%
	白井市	6級地	6%	6級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	5級地	10%
	東大和市	5級地	8%	4級地	12%
	東久留米市	3級地	12%	2級地	16%
神奈川県	逗子市	4級地	10%	5級地	10%
	秦野市	6級地	6%	6級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	6級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	4級地	12%
	綾瀬市	4級地	10%	4級地	12%
	寒川町	6級地	6%	5級地	10%

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降～ 地域区分	
愛知県	稲沢市	7級地	3%	7級地	3%
	東海市	7級地	3%	7級地	3%
	大府市	6級地	6%	6級地	6%
	知立市	7級地	3%	7級地	3%
	愛西市	7級地	3%	7級地	3%
京都府	長岡京市	7級地	3%	6級地	6%
大阪府	貝塚市	6級地	6%	6級地	6%
	松原市	5級地	8%	5級地	10%
	摂津市	4級地	10%	5級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	7級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	6級地	6%
兵庫県	川西市	6級地	6%	5級地	10%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	7級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	5級地	10%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。